

接続料の算定等に関する研究会 第七次報告書の概要

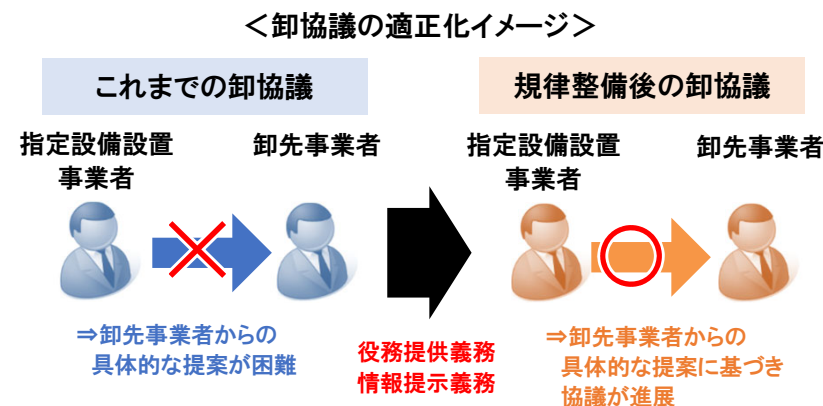
令和5年9月15日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

- 本研究会では、電気通信事業における競争基盤である「接続」に関する諸論点や指定電気通信設備(※)を用いた「卸役務」に関するルールの在り方等を検討。(※)NTT東日本・西日本、MNO3社(NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク)等のネットワーク。
- 令和4年9月に第六次報告書を取りまとめて以降、令和5年8月までに15回の会合を開催し、次の①～⑨の事項について、検討・フォローアップ等を実施。これらの検討結果等について、第七次報告書として取りまとめ。

①卸協議の適正性の確保に係る制度整備

- 指定電気通信設備を用いる卸協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る電気通信事業法の一部改正(令和4年6月成立、令和5年6月施行)の施行に向けて、**規制対象となる卸役務の範囲**や協議における**提示を義務づける情報の範囲**等について整理。
 - (1)規制対象となる卸役務…FTTHアクセスサービス、携帯電話(4G、5G)、全国BWA等、
 - (2)提示を義務づける情報…接続料相当額(FTTHアクセスサービスについては指数)、接続料相当額と卸料金の差額の用途
- ⇒ 整理内容を含む省令の一部改正等について、整備・施行済。施行後の**協議の状況**、モバイル音声卸の標準的な料金の公表、**卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況**について引き続き注視。



②卸検証ガイドラインに基づく検証

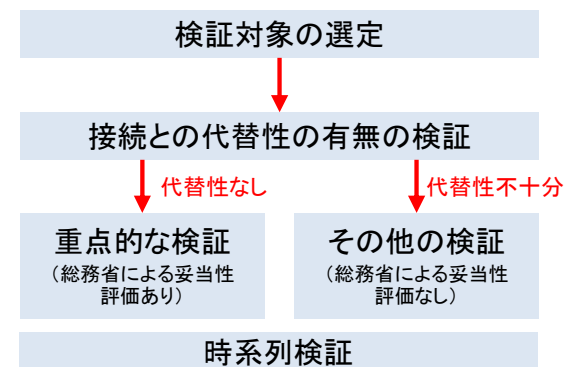
(1)光サービス卸における卸料金の検証

- 接続との代替性が不十分とされているNTT東日本・西日本の光サービス卸について**卸料金の検証を実施**。
- ⇒ 今後の検証においても、**NTT東日本・西日本から丁寧な説明が必要**。卸協議の状況に改善が見られない場合には、必要に応じ更なる措置を検討。

(2)モバイル音声卸における接続との代替性の検証

- 接続との代替性評価を保留されているMNO3社のモバイル音声卸について、**代替性の再々検証を実施した結果、再度評価を保留**。
- ⇒ MNO・MVNO間の情報の非対称性の解消やIMS接続の実装状況等を踏まえて**改めて検証を実施**することが適当。必要に応じ代替性検証の在り方も検討。

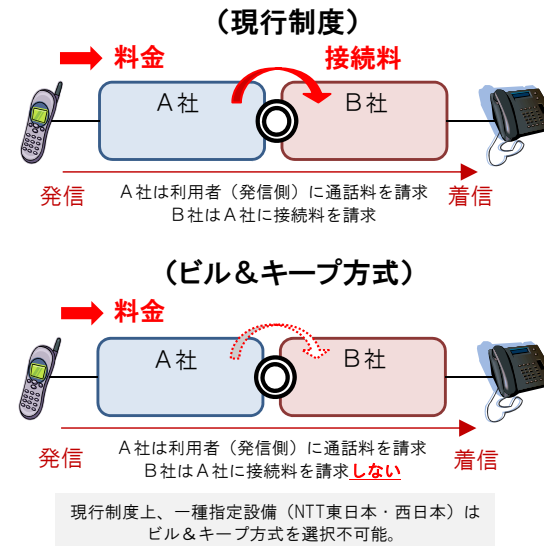
＜卸検証のスキーム＞



③着信事業者が設定する音声接続料の在り方

・ 接続料を互いに支払わない「ビル&キープ方式」の導入も含め、音声接続料の在り方について検討。

- ⇒ (1) ビル&キープ方式を原則化することについては、丁寧な議論が必要。今後、情報通信審議会に諮問し、固定電話網のIP網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当。
- (2) まずは、ビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が（その交渉上の優位性を背景とした合意の強要が生じないための措置を講じつつ）他事業者との合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備を進めることが適当。
- (3) 一部事業者よりビル&キープ方式により解決を図るべきとの指摘があったトラヒック・ポンピングの問題については、総務省において電気通信事業法上の考え方を整理・公表した。今後、定期的に注視。



(参考)トラヒック・ポンピング

- ①着信側事業者が、着信量に応じ相手方に金員を支払う「着信インセンティブ契約」を締結
- ②上記契約の相手方は携帯電話事業者とかけ放題サービスを契約し、機械的な大量発信等を行う
- ③着信側事業者は、自社着呼の増大によりコスト回収以上の接続料収入を得て、契約の相手方は着信インセンティブにより利益を得る。

発信側事業者 接続協定 着信側事業者

料金(定額) 機械的発信等 ティップインセンティブ 着信インセンティブ

発信側事業者の利用者 (かけ放題サービスを契約)

④接続料等と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）

(1) 移動通信分野におけるスタックテスト

・ 本研究会の議論を踏まえ、スタックテストの実施手法に関する指針を策定。当該指針に基づき、MVNOから要望が寄せられたサービス等について、検証を行う合理性を議論するとともに、MNOによる検証の結果の妥当性を確認。

⇒ ahamo（NTTドコモ）、povo2.0（KDDI）、LINEMOミニプラン（ソフトバンク）について、検証を行う合理性を確認。当該サービス等について、MNO3社が検証を実施し、その結果、いずれも「接続料等」が「小売料金」を下回っていることを確認。

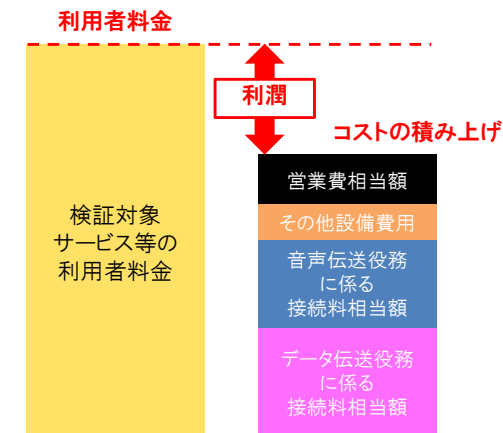
⇒ 今後の検証においては、固定通信と移動通信のセット割引を考慮する等、指針の見直しを行うことが適当。

(2) 固定通信分野におけるスタックテスト

・ 固定通信分野のスタックテストの対象について、加入電話・ISDNの除外、新規サービスの追加等について議論。

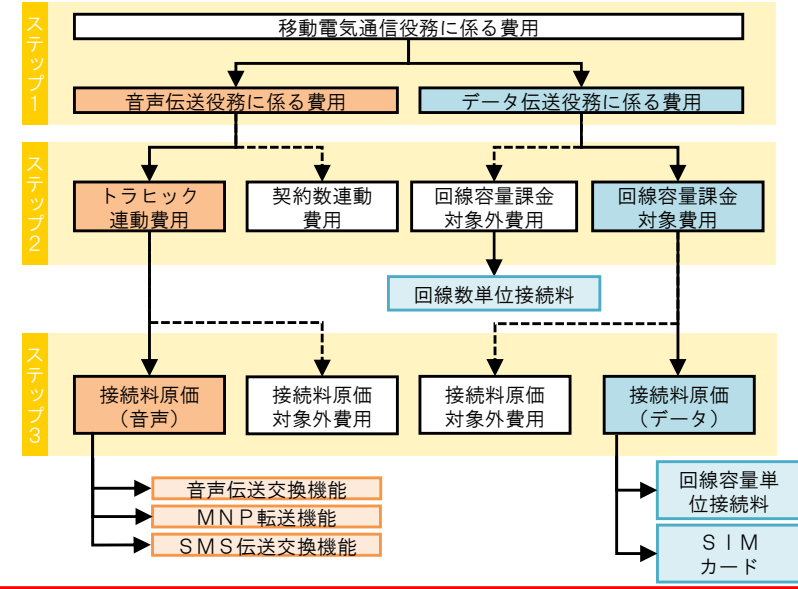
⇒ 加入電話・ISDNは対象から除外することが適当。NTT東日本・西日本の新規サービス（ひかり電話ネクスト、集合住宅向けフレッツ光クロス等）は対象に追加することが適当。（今後、指針を改定）

<移動通信分野のスタックテスト>



⑤モバイル接続料の適正性向上

- 令和4年度届出接続料の検証を踏まえ、**予測値の算定方法、原価、利潤及び需要**について、接続料算定方法の更なる精緻化等について議論。
- ⇒ 特に**原価抽出について**、次の事項を整理。
 - 原価抽出における固定資産価額比の算出について、**基本的にはトラヒック比により算出することが適当**。
 - 毎年度の接続料検証に際し、原価の配賦プロセスの適正性について検証を行うことが適当。
 - 固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出する等の見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際には、その見直しによる影響を必要に応じて考慮することが適当。まずはMNO3社において接続料水準への影響について試算。その結果を踏まえ、必要があると認められる場合は総務省において激変緩和措置等を検討することが適当。

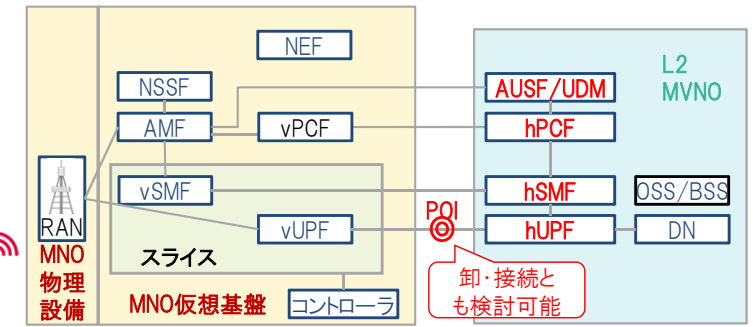


⑥5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放

5G(SA方式)のネットワーク構成を踏まえた機能開放に関するMNO・MVNO間の協議状況を**確認**するとともに、**今後の協議の在り方等について整理**。

- ⇒ ①**L3接続相当**(サービス卸): 既に各MNOにおいて機能開放済。MVNOから提供の要望があった場合にはMNOにおいて適切に対応することを期待。
- ②**ライトVMNO**(スライス卸/API開放): 提供時期が未定又は当初の想定よりも後ろ倒し。スライシング技術に関する国際標準化の動向やAPI開発の状況を勘案しながらMVNO側の検討期間を考慮した情報提供が行われることが適当。
- ③**L2接続相当**: MVNOの導入意向が強く、MNO3社とも協議を実施。MVNO側への情報提供が少ない、国際標準化の遅延により協議が進展しないなどの指摘があった。MVNOに対して積極的に情報提供するとともに、協議を適切に進めることが必要。具体的には、国際標準化動向も踏まえて情報提供や大枠からの議論を始めるとともに、国際標準化の議論の決了後には速やかに協議を進展させることが適当。
- ④**フルVMNO**(RANシェアリング): MNO3社とも提供時期未定。MVNOの具体的な要望を踏まえ、技術的条件等の実現可能性の検討が必要。事業者間で基本的な認識合わせを進めていくことが望ましい。MECの活用・連携について、MNOにおいて、自社利用者向けサービスの提供開始スケジュールが見えてきた段階で、可能な限り早期にMVNOに情報提供することが適当。
- ⇒ 総務省において、**事業者間協議の状況を引き続き注視**。

③L2接続相当(ローミング接続方式)の構成イメージ



⑦固定通信分野の接続料における報酬額の算定方法

・ 固定通信分野の接続料における報酬額(適正利潤)について、**次期加入光ファイバ接続料の改定に向けて「β」「主要企業の平均自己資本利益率の算定方法」について議論。**

- ⇒ (1) β 値については、直近のNTT持株会社の株式データを基に見直すことが適当(令和5年5月の加入光ファイバ接続料の改定に係る申請において、**β 値を0.6から0.566に見直し**)。
- (2) 主要企業の平均自己資本利益率については、長期安定的な指標である**長期投資用エクイティ・リスク・プレミアム**を採用することが適当。

<期待自己資本利益率の算定方法>

期待自己資本利益率 (「CAPM的手法」により算定)

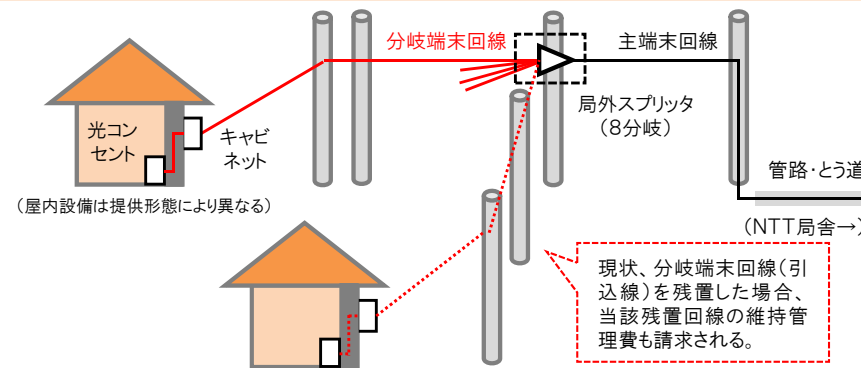
$$= (1-\beta) \times \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times \text{他産業における主要企業の平均自己資本利益率}$$

(市場収益率が変化したときに、ある株式の収益率がどのくらい変化するかを表す値)

⑧加入光ファイバの残置回線に係る接続料算定方法

・ NTT東日本・西日本の加入光ファイバにおいて、**利用されていない引込線(残置回線)**に関する接続料の算定方法、運用の在り方等を議論。

- ⇒ (1) **今後生じる残置回線については、個別の接続事業者**に維持管理費を請求せず、**当該回線のコストは現用回線の接続料において負担することが適当**。当該見直しに必要なシステム改修のコストについては、NTT東日本・西日本における精査・合理的な説明が必要。
- (2) 今後の残置・撤去の判断については、効率性の観点からNTT東日本・西日本、接続事業者間で具体的に整理が進めることが適当。

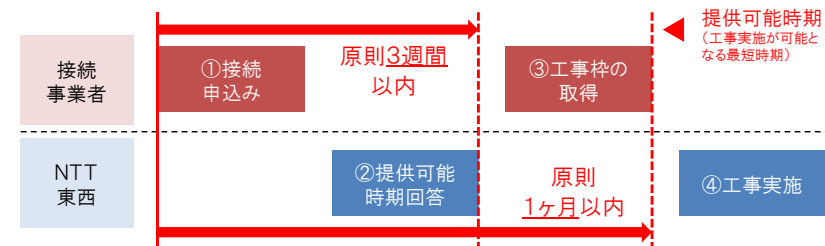


⑨加入光ファイバ等の提供遅延

・ NTT東日本・西日本の**加入光ファイバ等の提供遅延の実態、改善に向けた取組**等について、第六次報告書から継続して検討。

- ⇒ 提供遅延の状況には改善が見られるものの、依然として改善を要する点が存在。引き続き、NTT東日本・西日本においては、実際の利用者対応を行う**接続事業者からの要望を真摯に聴取し、業務の改善を図っていくことが適当**。総務省においては、提供遅延の状況等について引き続き注視。

<加入光ファイバ提供までのフロー>



①卸協議の適正性の確保 に係る制度整備

卸協議の適正性の確保に係る制度整備の概要

◆ 卸電気通信役務は相対契約を基本とするが、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（指定設備卸役務）の提供については、指定設備を設置する事業者（指定設備設置事業者）に対して、

- ・ 指定設備卸役務の提供に関する**情報を総務大臣に届け出る義務**（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

が課されているほか、指定設備設置事業者の**交渉上の優位性・卸先事業者（MVNO等）との間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備**として、

- ・ **特定卸役務**（競争関係に及ぼす影響が少ない指定設備卸役務）**を提供する義務**、
- ・ 特定卸役務に関する**協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務**

等の規律が整備されている（平成27年、令和4年電気通信事業法改正）。

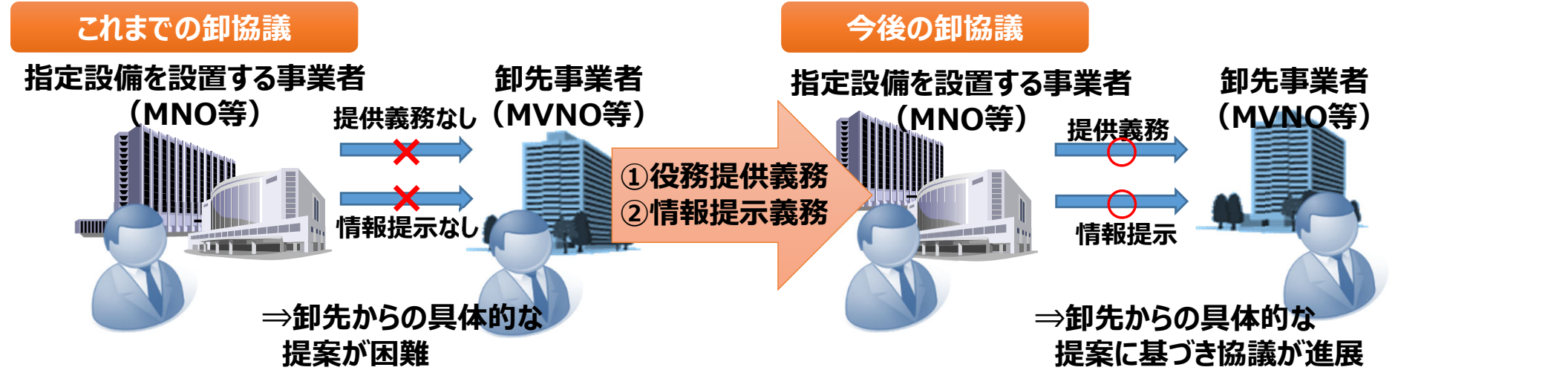
◆ 今般、本研究会では、この法律の施行（本年6月16日）に向け、令和4年2月の取りまとめにおいては引き続き検討することが適当であるとしていた、

- ・ **事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして規制対象とする特定卸役務の範囲**、
- ・ **提示義務を課す情報の範囲**

等の規制の対象等に関する事項及び

- ・ **固定通信に係る指定設備卸役務への卸先事業者の参入後の協議の在り方**、
- ・ **モバイル音声卸の標準的な料金の公表**

等の指定設備卸役務に関するその他の検討事項について整理するため、指定設備を設置する電気通信事業者並びに指定設備卸役務の提供を受ける事業者等から構成される団体であるに対してヒアリングを実施し、整理を行った。



① 特定卸役務の範囲

<固定通信分野における特定卸役務の範囲>

- ◆ 第一種指定設備を用いる特定卸役務については、F T T Hアクセスサービスを含むことが適当。
- ◆ また、光 I P 電話については、双方向番号ポータビリティが可能となる令和7年1月までの間については、特に法人利用者において固定電話番号を変更したくないという需要があるとの卸先事業者の意見を踏まえると、事業者間の競争関係に与える影響が少ないとは言えず、特定卸役務の範囲に含めることが適当である。その上で、双方向番号ポータビリティが可能となった場合は、光 I P 電話を特定卸役務の範囲から除くことが適当である。

<移動通信分野における特定卸役務の範囲>

- ◆ 第二種指定設備を用いる特定卸役務については、
 - ・ 携帯電話サービス、
 - ・ 当該サービスと代替性を持つ全国 BWA サービス、
 - ・ I o T 市場の拡大が予想されることを踏まえセルラー L P W A サービス
を含むことが適当である。
- ◆ ただし、これらのサービスのうち、適正な競争関係に及ぼす影響が少ない次のサービスについては、特定卸役務に含めないことが適当である。
 - ・ M N O が現に自社の利用者向けに提供していないもの（5 G（S A 方式）の一部形態による提供を含む。）
 - ・ M N O が自社の利用者向けに提供の終了予告をしているもの又は終了を予定しているもの
 - ・ 携帯電話サービス及び全国 BWA サービスに付随して提供されるもの
 - ・ 競争を目的としていないもの

また、M N O が利用者向けに提供しているもののうち、継続的に利用者数が少ないものについても、特定卸役務に含めないサービスから除外する（特定卸役務に含める）ことが適当である。

②提示される情報の範囲

- ◆ 特定卸役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項は、
 - ・ 接続料相当額 及び
 - ・ 卸料金と接続料相当額との差分で回収が見込まれている費用項目を基本とすることが適当である。

<固定通信分野の特定卸役務に関して提示される情報>

- ◆ 少なくとも現時点においては、競争状況への影響等を勘案すれば、法令上、接続料相当額そのものの提示を求めることは適当ではなく、次善の策として、接続料相当額の水準を示す指数の開示を義務づけることが適当である。
- ◆ その上で、指数の提示の合理性や卸協議に与える影響については継続的に注視していく必要があり、今後、指数の提示によって卸協議の適正性確保等が図られない状況にあると認められる場合には、改めて対応を検討することが適当である。
- ◆ なお、卸先の業態（通信系／非通信系）ごとのコストに関する情報については、NTT東日本・西日本において分離可能な範囲で、卸先事業者に対してNTT東日本・西日本において丁寧に説明していくことが適当である。

<移動通信分野の特定卸役務等に関して提示される情報>

- ◆ 「接続料相当額」については、特定卸役務のうち既に接続料が設定されているものにとどまらず、接続料が設定されていないものについても基本的には提示を求めることが適当である。
- ◆ また、特定卸役務に該当しない卸役務であっても、特に今後のMVNOの経営に大きな影響を及ぼし得る役務については、MNOによる当該情報提供を促進することが適当である。
- ◆ 当該情報提供を促進するための具体的な方法については、総務省において引き続き検討することが適当である。

その他の検討事項

<固定通信分野における卸参入後の協議の在り方>

- ◆ N T T東日本・西日本が提供を開始した卸先事業者の要望を反映する仕組み等を積極的に活用しつつ、引き続き、**卸元・卸先の双方が参入後の協議に真摯に対応することが適当**である。
- ◆ 団体協議に係るN D Aに関する課題については、団体協議を希望する事業者団体と卸元事業者の間で、課題の解決に向けた論点（卸先事業者以外に所属する者が団体の事務局等の立場で団体協議に参画する場合の事務局の役割等のルール等）を整理していくことが適当である。
- ◆ その上で、なお団体と卸元事業者の間で見解の隔たりがある場合は、総務省において必要な対応（団体と卸元事業者間の協議へのオブザーバー参加等）を検討すべきである。

<モバイル音声卸の標準的な料金の公表>

- ◆ **モバイル音声卸の標準的な料金の公表**については、公表の障壁となっている事項、公表が競争環境に与える影響等を明確化しつつ、**議論を継続することが適当**である。

<指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展>

- ◆ 総務省においては、特定卸役務に関する制度が導入され間もないところであるが、今後も、**その導入の効果を踏まえながら、指定設備卸役務の料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況を引き続き注視**し、必要に応じて更なる措置について検討することが適当である。

- ◆ 電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。

- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク*が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者*が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。

- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

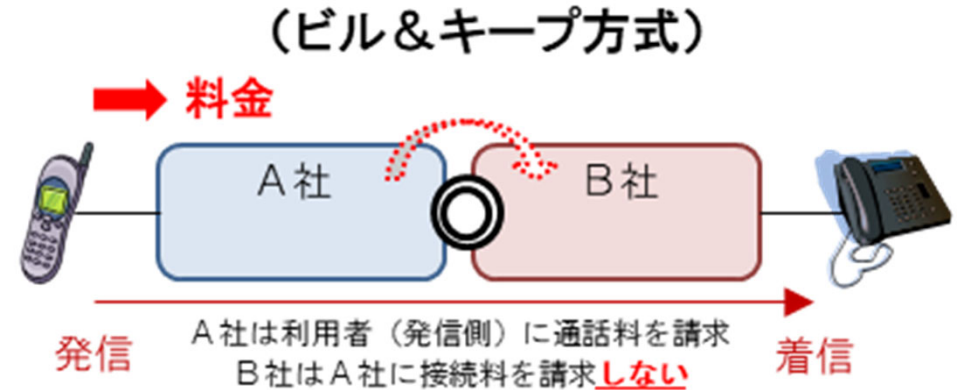
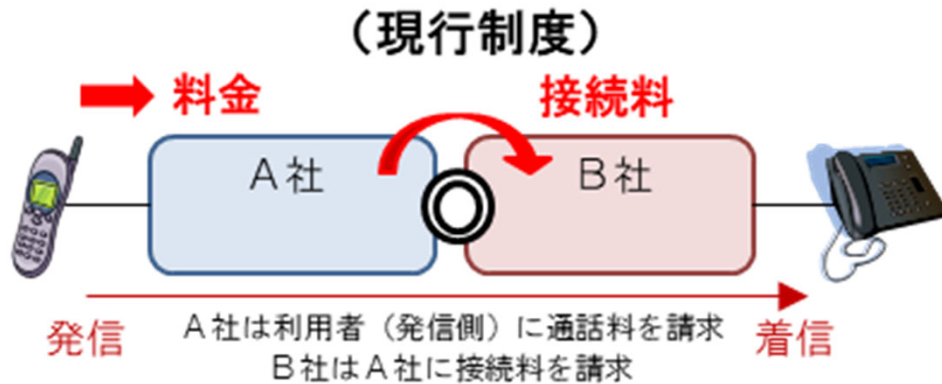
- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。

- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

③着信事業者が設定する 音声接続料の在り方

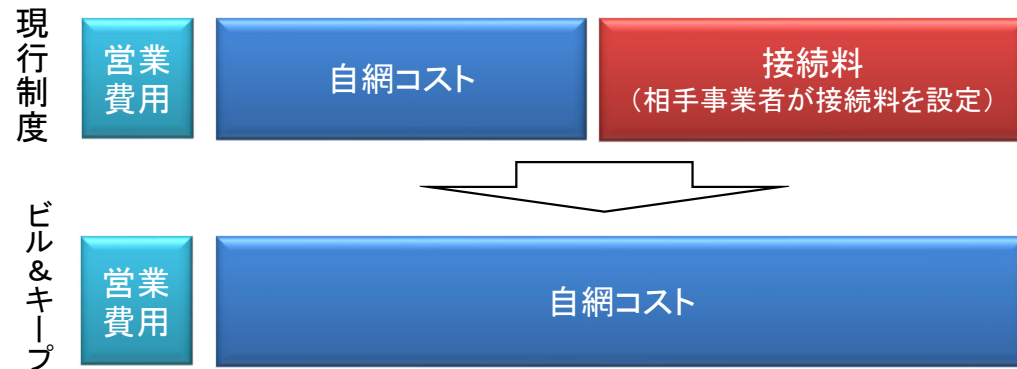
- ◆ 「ビル＆キープ方式」とは、音声通信等において、発信側事業者が着信側事業者に支払う接続料を相互に支払わないこととする方式。
- ◆ 今般、複数の指定設備設置事業者より、固定電話網の I P 網への移行により事業者間の関係が双務的に変化すること、現行の音声接続料の仕組みに起因する問題（非指定設備の接続料への過度の利潤の上乗せ、トラヒック・ポンピング等）の発生等を背景に、音声接続における「ビル＆キープ方式」の導入も含め、着信事業者が設定する音声接続料に関する制度的な検討が必要ではないかとの論点提起があった。これを受け、現在の音声接続料の状況を確認し、想定される制度的対応の性質や、その他講ずべき措置等について検討を実施。

■ 現行制度とビル＆キープ方式



■ ビル＆キープ方式導入効果

〔通話料の費用構造イメージ〕



- 自網コストの削減による費用削減効果が高まるため、ネットワーク効率化のインセンティブが働きやすい。
- 他事業者の接続料水準に左右されずに利用者料金を決定することが可能。

(出典) 情報通信審議会 2020-ICT基盤政策特別部会 基本政策委員会 (第12回)
(平成26年7月18日) 資料12-3

ビル&キープ方式に関する論点

音声接続料の状況に関する意見

- ◆ 電話・音声接続に関しては、市場の縮小、新たなコミュニケーションツールの登場・普及、接続料算定コスト低廉化の必要性、固定電話網の I P 網への移行等の状況変化を指摘する意見があったほか、引き続き、ネットワーク維持コストを適切に回収することの重要性を指摘する意見があった。
- ◆ また、音声接続における事業者間協議については、事業者間協議では解決し得ない問題（着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等）が存在するとの指摘があった一方、問題については、現行の事業者間協議の中で解決すべきとの意見もあった。
- ◆ 現行の接続制度では、指定設備以外の接続料については原則として（ビル&キープ方式の採用も含め、）事業者間協議に委ねられているところ、指摘のあった問題について、問題の所在を明らかにし、真に事業者間協議では解決し得ないと評価できるかどうかについて、まずは検討することが適当。

ビル&キープ方式原則化に関する意見

- ◆ ビル&キープ方式を原則化することについては、原則化すべきとの意見・合意に基づき適用することとすべきとの意見の双方があった。着目している観点・議論の趣旨はそれぞれ種々であり、以下の観点から意見があった。
 - メリットとその評価（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）
 - デメリットとその評価（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）
 - 対象とすべき呼種・接続形態（サービス呼の扱い、対象外とする呼種がある場合の対応等）
 - 利用者料金等への影響（料金の柔軟化、定額制料金の浸透、着信者課金との関係、卸料金との関係等）
 - 導入の進め方等（影響緩和・経過措置、導入時期等）

考え方

- ◆ ビル&キープ方式を原則化することについては、丁寧な議論が必要。今後、情報通信審議会に諮問し、固定電話網の I P 網への移行後における市場の在り方を踏まえつつ、様々な論点について議論を進めていくことが適当。

選択可能化に関する意見

- ◆ 接続する二者間の合意に基づき選択する限りにおいては問題ないとする意見、指定設備設置事業者の有する交渉上の優位性等に鑑み、事業者間協議の適正性を確保する必要があるとの意見、接続する二者間の合意に基づき選択できるようにすることが指定設備設置事業者との間でビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題を生じさせるとの意見があった。

選択可能化に際して講ずべき措置

- ◆ 一部の事業者の指摘する「ビル&キープ方式を選択しない事業者も含めた問題」については、その懸念の根本は、指定設備設置事業者の交渉上の優位性を背景とした圧力等により、他事業者がビル&キープ方式を選択せざるを得ない状況になるという懸念にあると考えられる。
- ◆ この点、指定設備設置事業者の持つ交渉上の優位性に鑑みれば、無限定に選択可能とした場合、そのような事態が生じるおそれは否定されないことから、選択可能とした場合には、指定設備制度の下で何らかの制度的措置を講じる必要がある。具体的には、次のような制度的措置をとることにより、問題の発生を事前に抑止することが可能であると考えられる。
 - ビル&キープ方式に合意する条件（合意の対象とする接続の形態等）を接続約款に具体的に定めること。
 - 一の事業者との間でビル&キープ方式を選択した場合、求められれば他の事業者にも同様の条件でビル&キープ方式に基づく接続に応じることについて、接続約款に定めること。（従来の接続料精算を継続し、又は従来の接続料精算を再開することを希望する事業者に対し、これを拒まないことを含む。なお、選択可能とするのみである以上、従来の接続料精算に用いる接続料については、引き続き、法令等に基づいてコストベースの接続料を算定し、接続約款に定めるべきことについては、当然である。）
 - 当該指定設備設置事業者のビル&キープ方式に係る合意の状況及びビル&キープ方式に係る協議において不当な差別的取扱いを行っていないか等について、報告を求めるなどにより総務省が確認するための措置をとること。

考え方

- ◆ ビル&キープ方式の部分的な導入を図る方策として、指定設備設置事業者が（その交渉上の優位性を背景とした合意の強要が生じないための措置を講じつつ）他事業者との合意に基づきビル&キープ方式を選択できるようにするための制度整備を進めることが適当。

着信インセンティブ契約（音声における接続協定の一方の当事者（着信側事業者）が、他方の当事者（発信側事業者）の電気通信役務の利用者との間で締結する契約であって、当該利用者が（発信側事業者を經由して）着信側事業者の利用者に発信するトラフィックの量に応じて着信側事業者が金員（インセンティブ）を支払う旨のものをいう。）に関する電気通信事業法の適用についての考え方は以下のとおり。

- 1 通信を促す行為は、電気通信事業の発達に資すると考えられ、また、電気通信事業法上、着信に対してインセンティブを支払う契約を禁止する規定もないことを踏まえると、着信に対してインセンティブを支払う契約自体が直ちに電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保に支障を生じさせるものとは言えないと考えられる。
- 2 また、当該インセンティブの原資が着信側事業者の着信接続料収入の一部であることについても、接続料の妥当性は原則として事業者間の協議の中で確保されるべきものであることから、当該インセンティブを支払うことが、直ちに業務改善命令の対象となるものではないと考えられる。
- 3 しかしながら、着信インセンティブ契約が電気通信役務の利用者が契約約款に違反する行為を助長する蓋然性の高いものである場合、着信側事業者がその旨を認識しつつ当該行為を防ぐための必要な措置を講じないことは、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。
このため、発信側事業者が自己の電気通信役務の利用者による当該行為を防止するために着信側事業者が締結している着信インセンティブ契約の是正を図ることが必要だと考える合理的な理由がある場合、当該発信側事業者が当該着信側事業者に対して着信インセンティブ契約の是正を要請したにも関わらず、当該着信側事業者が当該要請に真摯に応じないことも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。
また、他の電気通信事業者の利用者に当該電気通信事業者の契約約款に違反する行為をその旨認識しつつ行わせることによって、接続料収入を増加させようとすることも、通常、適正かつ合理的な事業の運営とは言えないと考えられる。
- 4 上記の適正かつ合理的な事業の運営とは言えない行為が継続的に行われると、契約約款に違反する行為が行われた発信側事業者に、違反行為の察知や利用停止などの対応をとる業務（※）が発生して通常の業務が妨げられるのみならず、当該利用者に対し約款違反行為を行わせ、その結果、当該発信側事業者の利用者に電気通信役務の提供が拒否されるなどの重大な不利益を被らせるおそれがある。これに加え、「かけ放題サービス」という利用者利便の向上に大きく資するサービスの提供促進も阻害されかねない。
これらを踏まえると、このような行為が継続的に行われた場合、結果として電気通信の健全な発達や国民の利便の確保に支障が生じる可能性は否定できないと考えられる。
※当該電気通信事業者が契約違反行為を察知・防止するために、通常の業務を超えた対応（頻繁なモニタリング等）を行わざるを得ない状況であることが前提。
- 5 したがって、着信インセンティブ契約に関して、上記3及び4に該当すると考えられる場合は、電気通信事業法第29条第1項第12号の要件に該当し、同項に基づく業務改善命令の対象になる可能性があると考えられる。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一～十一 略

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

2 略

④接続料等と利用者料金
の関係の検証
(モバイルスタックテスト)

- ◆ 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（以下ガイドラインという。）においては、MNOとMVNOとの間のイコールフットィングを確保する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する事業者が設定する接続料等と利用者料金の関係について、価格圧搾による不当な競争を引き起こすことにならないかを確認することとしている。

- 「移動通信分野における接続料等と利用者料金の関係の検証に関する指針」（抜粋）

＜検証方法＞

本件検証の対象となったサービス等ごとに、利用者料金による指定事業者の収入と、当該サービス等の提供に必要と考えられる設備等費用（接続料相当額及びその他の設備費用をいう。以下同じ。）を比較し、その差分が利用者料金で回収される営業費に相当する金額（以下「営業費相当額」という。）を下回らないものであることを確認することで、競争事業者が指定事業者のサービス等と同等のサービス等の提供を行うことが可能な接続料等の水準となっているかを検証する。

- ◆ 本研究会第66回会合においては、①MNOとMVNOとの料金の近接状況、②MVNOからの具体的な課題に基づく検証要望の有無、③検証の合理性の有無について確認し、以下のとおり今次検証対象サービスを選定したところ。

事業者	ブランド	データ容量	サービス等
NTTドコモ	ahamo	20GB	ahamo
KDDI	povo2.0	3GB	povo 2.0 ※1
ソフトバンク	LINEMO	3GB	LINEMO ミニプラン※2

※1 「ベースプラン」に、「データ追加 3GB (30 日間)」のデータトッピングを追加したもの

※2 LINEMOとして提供する料金プランのうちデータ容量 3GB/月のプラン

- ◆ 今次検証の対象に選定されたサービス等について、2022年度中に各社で検証を実施したところ、全ての対象サービス等について利用者料金による収入と接続料等の費用の差分が営業費相当額を下回らないことが確認された。

検証結果

- ◆ 本件検証の対象となったサービス等については、各社が実施した検証内容を総務省において精査した結果、いずれのサービス等についても利用者料金による収入と当該サービス等の提供に必要なと考えられる設備等費用の差分が営業費相当額を下回らないものであり、当該対象サービス等の価格は価格圧搾による不当な競争を引き起こす水準ではないと認められる。
- ◆ 検証結果の公表に当たり、各社のサービス戦略・設備戦略等の経営上の機密情報に該当する情報は非公表とすることが合理的であると考えられるところ、今次検証においては、「設備容量の上限値」の設定方法や「営業費相当額」の考え方、検証に用いた接続料等の情報について公表されており、公表内容として適当であると認められる。

次回以降の検証に向けた方針

<検証対象>

- ◆ 今次の検証対象となったサービス等については、利用者料金の低廉化や接続料等の上昇など、今次検証からの状況変化がみられない限りにおいては、再度の検証を行わないことが適当である。

<検証時期>

- ◆ 本件検証の実施時期については、ガイドラインの規定に基づき、臨時の検証を含めて柔軟に検討することが適当である。特に各社により新たな料金プランが発表された場合であって競争事業者から具体的な課題に基づく要望が寄せられた場合には、当該料金プランを検証する合理性について有識者会合において速やかに検討することが適当である。

<検証結果の公表>

- ◆ 今次検証においては、検証に用いた考え方や数値について一部公表していると認められるところ、検証の透明性を高める観点から、引き続き可能な範囲で検証内容を公表することが適当である。

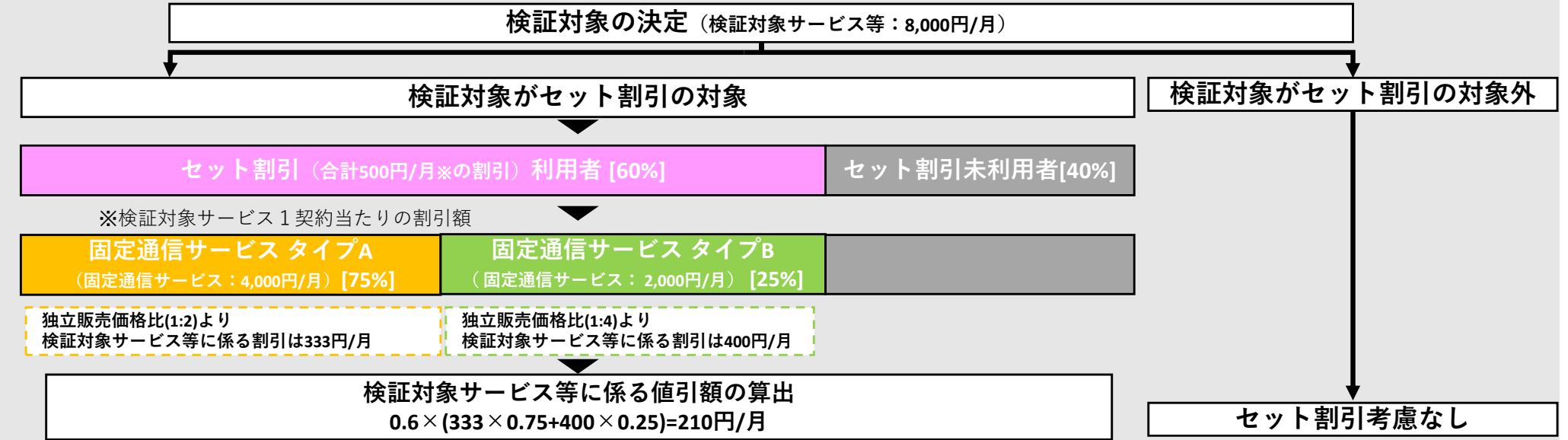
<ガイドラインの見直し>

- ◆ ガイドラインについては今次検証の結果及び本研究会における議論を踏まえ、必要に応じて見直されることが適当であり、例えば「固定通信と移動通信のセット割」の取扱いについては、割引額のうちどの程度が移動通信に係るものであるか等が明らかとなった場合にはガイドラインに反映させることが適当である。

ガイドライン改正方針

- ◆ FTTHアクセスサービスとモバイル契約のセット割引については、競争ルールの検証に関するWGにおいてFTTHアクセスサービス市場における不当競争を引き起こす懸念があることから検証を行っているところ、**値引き額のFTTHアクセスサービス/モバイルサービスの按分比**（FTTHアクセスサービス：モバイルサービス＝1：2～3）が明らかとなった。この点、**セット割引の影響はFTTHアクセスサービス市場よりもモバイルサービス市場において割引額が大きい**ことを踏まえれば、**モバイルサービス市場においてもセット割引の競争への影響を判断する必要がある**。この観点からは**モバイルスタックテストにおいても特に固定通信サービスとのセット割引の影響を考慮することが適当**である。
- ◆ 今後モバイルスタックテストにおいてセット割引の影響を考慮するに当たっては、**検証対象となったサービス等が固定通信サービスとのセット割引の対象である場合について、例えば以下のような手順でセット割引を考慮することが考えられる。**
 - ① 検証対象サービス等の利用者のうち**セット割引を利用している者の割合**を算出するとともに、セット割引を利用している者については**検証対象サービス等1契約当たりの割引額**を算出する。
 - ▶ 検証対象サービス等の契約数に関わらず一律の値引額が適用される場合には、固定通信サービス1契約に紐づく平均的な検証対象サービス等の数でセット割引の金額を除することで、検証対象サービス等1契約当たりの額を算出
 - ▶ 検証対象サービス等の契約ごとに割引額が比例的に増額される場合には、検証対象サービス等が1契約増加したときの割引額の増額分より算出
 - ② 検証対象サービス等とのセット割引が適用される固定通信サービスが複数存在する場合（タイプA/タイプB）には、**検証対象サービス等とそれぞれの固定通信サービスについて独立販売価格に基づく値引額の按分比を算出の上、固定通信サービスの構成比に基づいて検証対象サービス等に係る値引額の加重平均**を算出。

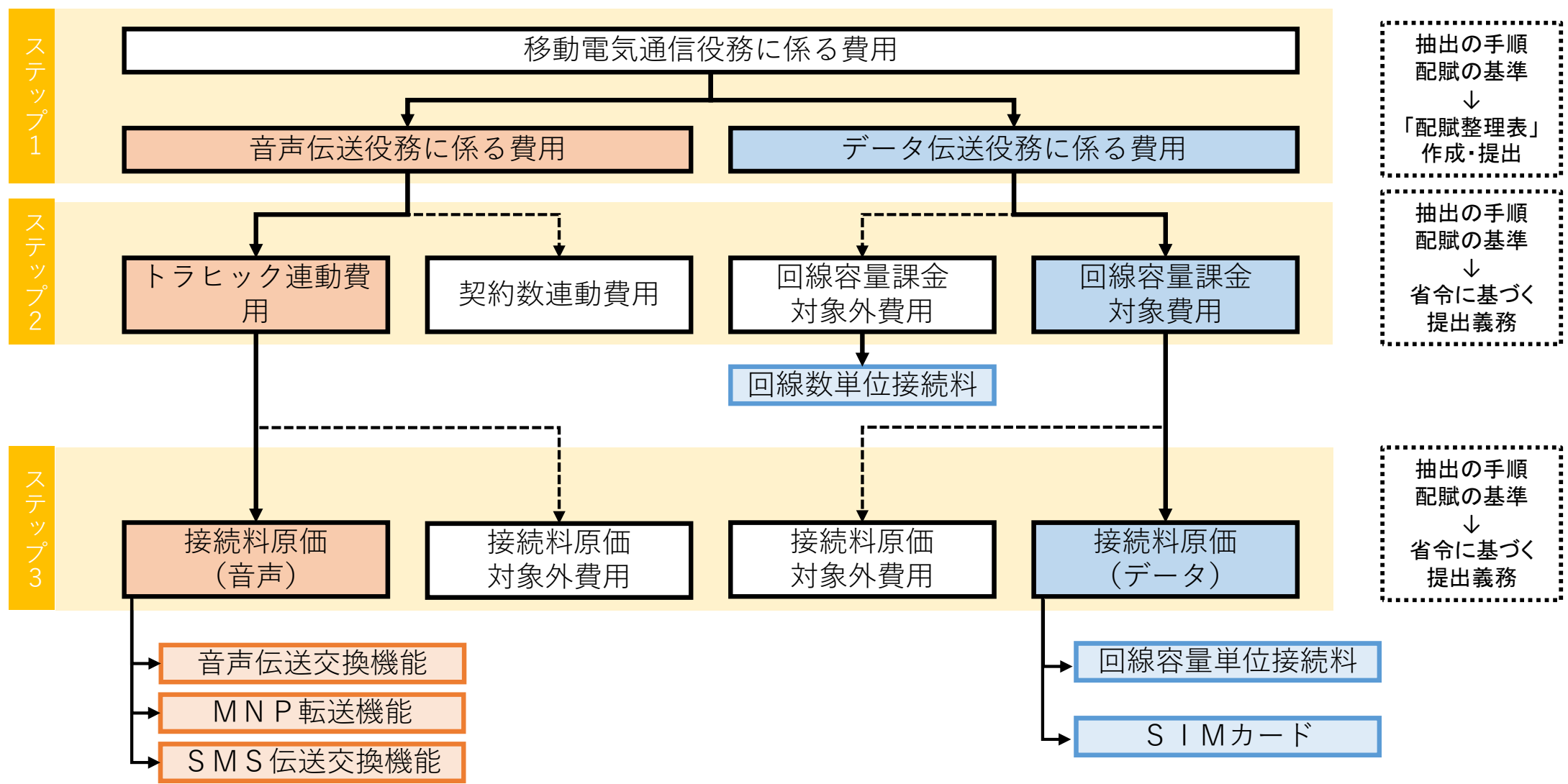
● セット割引の考慮手順（案）



⑤モバイル接続料の 適正性向上

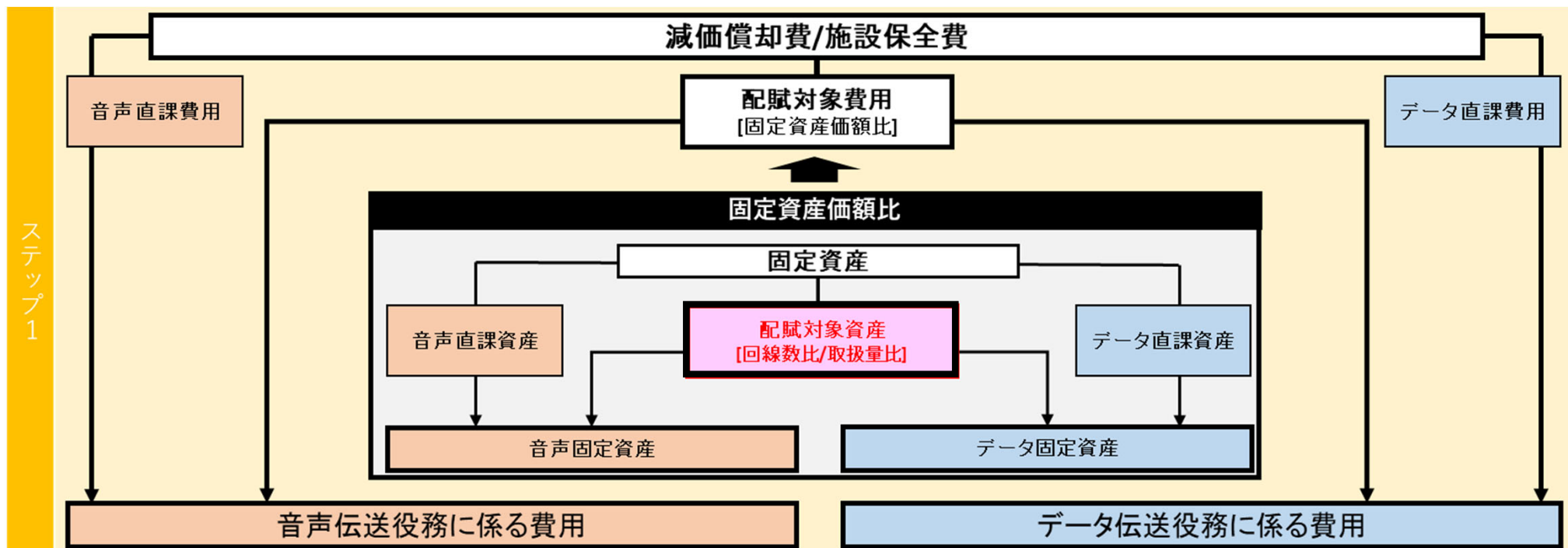
接続料原価抽出・配賦の考え方

- ◆ 音声/データ接続料の原価は、3ステップ（ステップ1：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）に基づき抽出される。
- ◆ ステップ1については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下「二種会計規則」という。）に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。
- ◆ ステップ2、3については、研究会第五次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。



原価抽出プロセス（ステップ1）の全体像

- ◆ ステップ1においては、移動電気通信役務に係る各営業費用が①音声直課費用、②データ直課費用、③配賦対象費用に分類される。接続料原価の大宗を占める減価償却費及び施設保全費については、①②のとおり各役務に費用を直課した上、③の配賦対象費用については「固定資産価額比」に基づいて配賦される。
 - ◆ 固定資産価額比の算出に当たっては、①音声直課資産、②データ直課資産、③配賦対象資産に分類され、③については原則として回線数比又は取扱量比に基づいて算出することとされている。
- 第二種指定電気通信設備接続会計規則別表第三（抜粋）
- 1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。
 - (1) 二以上の種類の役務に関連する営業収益は、原則として営業費用額比によって各種類の役務に配賦すること。
 - (2) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。
 施設保全費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
 減価償却費 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比
 - (3) 二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。
- ◆ 直課/配賦については、固定資産価額比を算出する際の資産の直課/配賦と減価償却費及び施設保全費といった費用を音声/データ間で配分する際の費用の直課/配賦について区別して議論することが必要。



背景

- ◆ 原価抽出プロセスの制定当時は音声/データ伝送役務が基本的に別々の設備により構築されていることを前提としていたところ、現在では両役務は基本的に共通の設備を用いることによって提供されるようになった。こうした状況は、**音声**（光IP電話等）**及びデータ**（フレッツ光・コラボ光等）**の双方で用いられるNTT東日本・西日本のNGNにおける状況と同様**であると考えられ、NGNの接続料算定において用いられている考え方を参照することが考えられる。
- ※ 現在、NGNの接続料算定においては、音声・データで専有的に利用している設備のコストはそれぞれの適用接続料に直課した上で、**音声・データで共用する設備のコスト**（NGNにおいては伝送路、中継ルータ等）**については、トラヒック比**（ポート実績トラヒック比）**を基本**としつつ、音声等における通信品質の確保に要する帯域を考慮（QoS制御係数）して配賦している。

ヒアリング結果

- **すべての資産に対してトラヒック比を適用することは適切ではなく、トラヒックとの関連性の高い資産を対象とする等、各社の設備態様に応じて適切な配賦基準を設定することが適切。トラヒックに連動しない固定資産（VoLTE交換機、サービス制御系装置、障害対策システム等が該当）は、それぞれに応じた適切な配賦基準を設定することが適当。**【NTTドコモ】
 - 仮に配賦基準についての考え方を見直す場合には想定される課題（後述）に対する丁寧な議論が必要。【KDDI】
 - 固定資産価額比の算出において、**音声とデータ共通費用を「トラヒックのみ」でコスト配賦することは不適切**であり、従来どおり、コスト・ドライバー等に基づく合理的・適切な配賦（帰属）及び集計を維持することが必須。【ソフトバンク】
 - **音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから望ましい。**【MVNO委員会】
- **トラヒックだけで配賦するのは無理があるとの意見には賛同。**【第72回会合・関口構成員】
 - **現在選択肢として挙がっている配賦基準の中では、トラヒック比が3社を比較する上でもっともシンプルでかつ透明性や恣意性排除の点で望ましいと思われる。**【辻座長（書面）】
 - **回線数比はできるだけ避けるべき。**【酒井構成員（書面）】

方針整理

- ◆ 固定資産価額比については、**費用の発生の様態や透明性・恣意性排除の観点から、基本的にはトラヒック比により算出することが適当**である。一方で、一部の資産についてはトラヒック比以外の配賦基準を用いることが適当な場合があることが確認された。このことを踏まえれば、**トラヒック比による配賦を原則とし、例外的にトラヒック比以外の基準によって配賦する項目については特に重点的に、毎年度の接続料検証に当たってその配賦の考え方の適正性を確認することが適当**である。

研究会における論点

ステップ1における音声伝送役務/データ伝送役務の費用計上の考え方に変更が行われた場合、音声伝送役務/データ伝送役務に計上される費用が変動し接続料水準への影響が想定される。この場合、それぞれの接続料の負担事業者への影響についてどのように考えるか。例えば、トラフィック比に基づいて固定資産価額比を算出した場合、ステップ1におけるデータ伝送役務の原価の配賦割合が現状よりも高くなることが想定されるが、データ伝送役務に係る接続料は一貫して逡減傾向にあることから、仮に原価が増加したとしても接続事業者及び利用者への影響は限定的と考えられるのではないか。

ヒアリング結果

- **モバイル事業者間の公正性の確保の観点から、音声接続料について、MNO間の水準差が縮小する方向の見直しについては賛同。データ接続料は逡減傾向にあるものの、データ伝送役務の原価の配賦割合が増加するため、接続事業者及び利用者への影響は限定的であると断言はできない。【NTTドコモ】**
- **音声/データ伝送役務の配賦基準を大きく見直すと、モバイルの音声接続料、データ接続料双方に大きな影響を与えることが想定。データ伝送役務に係る接続料が逡減傾向にあることだけをもって接続事業者や利用者への影響が限定的とすることは適切ではない。また、音声・データの配賦基準の見直しによって、既に公表している予測単価に大きな変動が生じるのであれば、MVNOの予見可能性が損なわれ、事業計画にも影響を与えることになることから、ステークホルダーから広く意見聴取等を行いながら、慎重に議論する必要がある。【KDDI】**
- **国民生活に不可欠なライフラインである音声サービスの接続料原価への配賦比率を減らすことで、①音声の重要性に伴う投資と回収するコストが実態と乖離することで適正なコスト回収が妨げられる、②ほぼ全額コストがデータ負担となる結果、データ料金値上げやMVNOの接続料負担増となるリスクが大きく、過去の政策の方向性（MVNOのデータ接続料低廉化目標等）と明らかに矛盾する、③各社の音声接続料単価の格差がなくなることにより、市場支配力を有しない事業者に不利益が生じ、規模の経済が働く通信業界においては公正競争を歪められる等の問題が生じる。【ソフトバンク】**
- **音声/データ伝送役務で共用する設備の「減価償却費」及び「施設保全費」の配賦について、NGNと同様に固定資産価額比をトラフィック比に基づいて算出することは、MNO各社の算定方法の共通化に繋がることから望ましい。【MVNO委員会】（再掲）**
- **配賦基準の見直しに係るシステム対応や会計整理を行うための十分な準備期間を設ける必要があり、以下のようなスケジュールで進めることが考えられるのではないか。【NTTドコモ】**



原価抽出プロセス（ステップ1）見直しの影響評価に関する方針整理

ヒアリング結果

- 現時点で大きな課題がない中、また、近い将来の音声接続料へのビル&キープの導入、すなわち、音声接続料の水準多寡による市場影響の限定化を見据える中、今、政策的な観点から性急にデータ接続料原価の増加につながる見直しを行う必要があるのか、慎重な議論が必要。【KDDI】
- MVNOは既に届出されている予測接続料から事業戦略や投資計画等を策定・運営している状況であり、算定方法の見直しによるデータ接続料の急激な上昇など、MVNOの事業運営や市場競争に与える影響が大きいと想定される場合は、新たな算定方法への移行期間の設定や段階的な導入など、競争環境への影響を最小限としつつ移行することが望ましい。【MVNO委員会】
- システム対応や会計整理等には一定の期間を要することは理解できる一方、その期間の妥当性を確認することは必要であると考え。また、NTTドコモ資料では、新基準による費用計上について2024年度より実施する旨が記載されていたところ、データ接続料の水準はMVNO各社の事業計画等に大きく影響を及ぼすことから、まずは基準見直しによる影響把握を行い、新基準への移行期間や段階的導入など具体的な制度整備の在り方に向けた議論が行える環境を整えるのが良い。【第73回会合（参考資料73-2-4）・MVNO委員会】
- 非指定事業者がLRICミラー等を接続料に設定している場合、収支差が拡大する懸念があるため、公正競争上の観点から、必要な措置を講じる必要がある。【NTTドコモ】（再掲）
- 仮に移動体接続料のみ見直しを行った場合、音声接続料の大幅減が見込まれ、MNOの経営に与える影響が大きい。【KDDI】（再掲）

- 全体的に「なぜ今考え方の見直ししなければならないのか明確にしたい」といった意見があった。ビル&キープはすぐに実施するのではなく、指定事業者・非指定事業者含め義務化するかどうか等についてこれから議論を深めることになっており、現在はコストベースで接続料を決めるというルールのもと料金設定をすべき。その意味で、**長らくきちんと見直してきてこなかったこの点について、このタイミングで音声接続料の考え方を見直すのは適切な判断。**【第72回会合・佐藤構成員】
- （直課・配賦の現状について）レビューした上で、**企業の予見性・継続性に大きな影響を与えることが予想される場合は、激変緩和措置等の対策を行うことも当然議論が必要。**【第72回会合・佐藤構成員】

方針整理

- ◆ 原価抽出プロセスのステップ1について、固定資産価額比をトラヒック比に基づいて算出するなどの見直しを行う場合、音声接続料原価の一部がデータ接続料原価に振り替えられることとなる。この場合、データ接続料原価が現状よりも増加することにより、**MVNOのデータ接続料負担の増加、MVNOの予見可能性の低下、データ料金の値上げ等のリスクがあること及び音声接続料原価が現状よりも減少することによりMNOの経営に影響する可能性があることの指摘**があった。
- ◆ こうした指摘については、**見直し後の接続料の適用スケジュールを総務省において検討する際に必要に応じて考慮することが適当**である。具体的には、**まずは各社において原価抽出プロセスのステップ1を見直した際の接続料水準への影響について試算を行うこととし、その結果を踏まえ、必要があると認められる場合は、総務省において激変緩和措置等を検討することが適当**である。